

公共スポーツ施設民営化における行政の態度に関する研究

A study of attitude of the administration in public sports facilities privatization

1K04B039-9

岡本 祥平

指導教員

主査 間野義之先生

副査 木村和彦先生

目的

公共スポーツ施設には2つの課題が課せられていると考える。まず、小泉内閣が提唱した「骨太の方針」における「日本版 PPP」の実現が1つ目として挙げられる。2つめは、文部科学省が進める「スポーツ振興基本計画」において、今日まで国民のスポーツ振興担ってきた公共スポーツ施設として、同計画を実現することが2つ目の課題である。

そこで本研究ではこの2つの課題において、日本版 PPP のひとつである「指定管理者制度」の実施者である行政が、「スポーツ振興基本計画」の実現を踏まえた行政施策として今後の公共スポーツ施設運営に対する姿勢を提示することを目的とする。

方法

日本のスポーツ政策を担ってきたのは文部科学省であり、教育機関として学校体育施設を中心に整備を進められてきた。また、今日ではスポーツ振興の財源として体力づくり関係国家予算をみると出資省庁が多岐にわたっていることがわかる。

今日、世界的な公共サービスに対する財政削減のあおりを受け、公共スポーツ施設の運営もまた見直されて予算の縮小傾向にある。学校体育施設も含め、わが国における公共スポーツ施設運営体系の変化が垣間見られるものの広く公共スポーツサービスが国民に浸透するためには、多様化した国民生活に対応するだけの多くの複雑な課題が存在する。このような背景から、研究目的を明確にした。

2000年に告知されたスポーツ振興基本計画について述べられている。この計画の目標である国民のスポーツ実施の推移を提示し国民のスポーツ活動状況をみた。また、スポーツ活動をする多くが余暇時間であることにふれ、余暇について、さらにレジャーの視点からスポーツを考えている。

欧米から始まった NPM 理論が日本に導入された背景から日本版 PPP が提唱される歴史について書かれている。次に、現在進む指定管理者制度の導入推移を公共施設と公共スポーツ施設の両者を並行してみている。また、指定管理者制度の導入による効果を示し、今後の日本版 PPP についての理論を載せている。

上記のことを受けて、結論にむけて「指定管理者」

と「指定管理者制度」から、今後公共スポーツ施設運営を行う行政の求められる考え方を提示した。

結果・考察

今後、公共スポーツ施設の運営において、指定管理者が導入されることが予測される。利用者にとって魅力的な施設は、利用者満足度を上げ、ひいてはスポーツ実施率の向上に寄与すると考える。

指定管理者をはじめとする公共スポーツ施設の管理運営の権利を行政から委譲された民間事業者に求められるものとして2点挙げられる。1つめは、施設の公共性・公益性を担保することである。もう1つは、サービス向上であったり、利用者数増加であったりと市場経済の原理を用いた効率的な経営である。これらの対照的な要求に対して民間事業者の運営手腕が試されることになる。

公共スポーツ施設に至っては、民間事業者は数多く点在する既存の施設を使うことで施設建設の初期投資が必要なく業務を開始できるメリットがある。民間手法同様にマーケティングリサーチを行い、明確なターゲティングのもとにサービスの提供を行えば、初年度から十分な利益を得ることになるだろう。しかし、明確なターゲティングを行い、彼らのためにスポーツ施設とプログラムを提供し続けたならば、「公共性・公益性の担保」の条件から外れることになり、行政から管理運営の権利を取り消されてしまう可能性があると予測される。このような市場原理を導入した「公共性・公益性の担保」という条件により、民間事業者の民間活力を低減させる可能性も否めない。

この相反する2つの要求からくるジレンマの解消のために、「スポーツ振興基本計画」の実現にむけたある程度の国による強制力が必要であると考ええる。同計画の中で、国はスポーツの与える様々な有効の可能性を認めている。この計画の目標は「国民のスポーツ実施率 50%を目標としたスポーツ実施率の向上」であり、これを実現することは国の利益になり、さらに公益となり得ると考えられる。

したがって、行政は公共スポーツ施設の管理・運営を任された民間事業者に対して、「公益性や公共性の担保」という民営化の大きな課題において柔軟な対応をすることが求められる。